

変更交付申請のシステム入力等について

1 変更交付申請（全体）について

- 授業料支援システム 学校用操作マニュアル94ページを参考に、システムでの申請を行ってください。
- 申請期限は、2月8日（金）16時及び3月13日（水）16時です。授業料支援補助金を受給する全ての生徒について、生徒情報変更登録（所得割額の入力等）を正しく行わないと、申請額が正しく算出されません。期限に間に合うよう、早めに生徒情報の登録、申請金額の確認をお願いします。
- 2月・3月の就学支援金資格消滅・認定等の申請や変更交付申請のスケジュールは、別添スケジュール表のとおり予定しています。
- 授業料支援補助金の額を算出するためには、就学支援金の「認定」を行っている必要があります。1月及び2月の編転入の生徒について、認定申請がまだの場合は、必ず2月1日（金）に認定申請を行ってください。（3月の編転入の場合は、3月1日（金））
- 停止、消滅、再開については、生徒情報変更登録（チェックボタンを外し計算ボタンを押して登録）が終了していれば、大阪府への消滅申請等がまだの場合でも、停止、消滅、再開したもとして、授業料支援補助金額は算出されます。ただし、4月1日（月）に、就学支援金の実績報告を行う必要がありますので、その期日までには、消滅申請等を終了してください。

2 授業料支援補助金変更交付申請書（様式第3号）の作成について

- 変更交付申請画面の左上の「既交付決定額」「変更交付申請額」は、平成30年10月19日付け大阪府指令教私第1261-3号で変更交付決定をした金額が自動で表示されますので、変更交付決定通知に記載された金額と一致しているか確認してください。
- 申請ボタンを押すと、変更交付申請書の文言を入力する画面が表示されます。入力画面について、**以下の赤字・下線部分を追記**してください。
「平成30年4月19日付け大阪府指令教私第1261号で交付決定を受けた平成30年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり変更して下さるよう申請します。
- 複数の高等学校を有する学校法人は、システムで出力された、各校の帳票（3種類）を印刷して提出することに加え、変更交付申請書（様式第3号）の法人合計分（エクセルの「1 既交付決定額」「2 変更交付申請額」金額につき、複数校分を合計したもの）に押印の上、ご提出ください。この場合、各校分の申請書類には押印は不要です。
- 法人所在地と学校所在地が異なる場合、学校所在地が法人所在地として表示されますので、手入力で法人所在地に修正してください。
- 授業料支援補助金変更交付申請書（様式第3号）の「4 変更理由・内容」、「担当部課名」、「担当者」及び「電話番号」を手入力してください。

3 6-1 授業料支援補助対象経費 集計表の作成について

- 授業料支援補助対象経費 集計表については、平成26～27年度入学生分と平成28年度以降入学生分がExcelにより出力されます。また、平成23～25年度入学生の対象者がいる場合は、就学支援

金旧制度分も出力されます。

- 出力されたエクセル帳票のうち、「在学生徒数①」、「①のうち、大阪府内に住所を有する者②」、「①のうち、就学支援金の支給を受ける者③」については、手入力をお願いします。（別添エクセル「様式第3号 集計表_手入力部分」を参照してください。なお、例年記入誤りが多いため、注意して入力してください。）
- 交付決定額（F）の生徒数・補助額欄については、10月19日付け大阪府指令教私第1261-3号の変更交付決定額が記載されていること確認してください。生徒数・補助額の内容が異なっている場合（注：所得変更によるランク変更を行った場合変更後のランクに生徒数・補助額に計上されます。）、手入力により変更交付決定の内容に修正してください。
- 変更後（G）の生徒数・補助額欄は、システム入力した内容が反映されますので、誤りがないか確認してください。
- 差引（G）－（F）については、自動計算されます。誤りがないか確認してください。

4 その他、入力方法についてのよくある質問

Q 1) 親権者が1人になったことにより、ランクが変更（D⇒Aなど）される生徒の入力方法は？

A 1) ①生徒情報1の親権者について、「一人親のため省略」を押す、②保護者氏名2、住所2及び親権者2の所得が消えるので、正しい親権者の氏名、住所、所得を入力する（前年度・本年度ともに消えてしまいますので、前年度の親権者1の金額は、4月当初の保護者合算の金額を入れておくと便利です。本年度は新たな親権者の金額を入れてください。）③計算ボタンを押す、④生徒情報2の就学支援金、府補助金を手入力により修正する（金額の計算方法は昨年度と同様です。就学支援金の金額修正を忘れないようにしてください。）、⑤手入力ボタンは押したまま、計算ボタンを押す、⑥「所得入力」を選択し変更理由に「○月○日離婚（死別）により親権者変更、○月分より○ランクから○ランクに変更」と入力、以上の方法により入力してください。

Q 2) 途中月（4月～6月の3ヶ月や7月～3月の9ヶ月ではない期間：

例：10月から3月までの6ヶ月間）に親権者変更により、ランクが変更になる生徒の入力方法は？

A 2) 生徒情報2の画面に各月のランクを手入力することができます。就学支援金、府補助金を手入力により修正することと併せて、当該のランクに変更してください。

Q 3) 休学や留学に伴い、授業料額が変わる場合はどうすればよいか。

A 3) 授業料額は、年額を入力すると自動的に12ヶ月で割られ、月額修正はできません。授業料額は通常生徒と同額を入力し、生徒情報2の授業料支援補助金額を手入力により、修正してください。授業料支援補助金は授業料額の上限までしか支給されません。

Q 4) 加算認定をしていない生徒について、授業料支援補助金の申請ができるか。

A 4) できます。生徒情報1の所得・扶養人数の入力により算出された授業料支援補助金額は、変更交付申請の際に申請額に反映されます。加算認定が未了の生徒については、授業料支援補助金の変更交付申請以後に、就学支援金のルールに従い加算認定を受けてください。